

厚岸町議会 第2回臨時会 会議録

令和2年5月11日

午前10時00分開議

- 議長（堀議長） ただいまから、令和2年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議長） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会 会議規則第118条の規定により、3番 室崎議員、4番 音喜多議員を指名いたします。
- 議長（堀議長） 日程第2「議会運営委員会報告」を行います。
委員長の報告を求めます。
6番、佐藤委員長。
- 佐藤議員 本日、午前9時から、第4回議会運営委員会を開催し、令和2年厚岸町議会第2回臨時会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。
議会からの提出案件は、「会期の決定」についてで、本会議で審議することに決定いたしました。
次に、町長提出の議案等についてであります。
報告第1号から報告第6号は、専決処分事項の報告6件で、いずれも本会議で審議することに決定しました。
議案第36号と議案第37号は、令和2年度の各会計補正予算2件で、いずれも本会議で審議することに決定しました。
議案第38号から議案第40号は条例の一部改正3件で、いずれも本会議で審議することに決定しました。
本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。
以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（堀議長） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（堀議長） 日程第3「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

- 議長（堀議長） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

- 町長（若狭町長） 厚岸町における「新型コロナウイルス感染症」に関する状況について、報告をさせていただきます。

国は、新型コロナウイルス感染症が、全国的かつ急速なまん延により、国民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼす、又はそのおそれがある事態として、4月7日に7都府県に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」を発出し、4月16日には緊急事態宣言の対象を全都道府県に拡大するとともに、13都道府県を「特定警戒都道府県」とし、5月4日には緊急事態宣言を5付き31日まで延長しました。

また、北海道は、4月8日から5月6日までを、手洗いと咳エチケット、3つの密を避けるなどこれまで取り組んできたことを確認し感染拡大を防止する集中対策期間として、4月12日から5月6日までを、札幌市や緊急事態宣言地域との往来の自粛、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛など感染拡大を早期に収束させるための対策を実施する北海道・札幌市緊急共同宣言の期間として取り組み、さらに、国の緊急事態宣言の対象となった4月16日から措置が延長とされた5月31日までは、感染防止の徹底、外出自粛要請、施設の使用停止及びイベント開催の自粛要請など、感染拡大を防止するための協力依頼を行いました。

このほか、北海道、札幌市、北海道市長会、北海道町村会は、札幌市の感染拡大が国内で最も厳しいと言える状況であるため、4月30日はゴールデンウィークの期間を、5月8日は9日、10日の両日を札幌市には行かない、都道府県間の行き来はしないとする、4者共同の緊急メッセージを2度に渡って発する感染防止の取り組みをしました。

感染状況については、町内では、2月27日に1名の感染者が確認されて以降、これまでに新たな感染者は確認されていませんが、北海道では特に札幌市で拡大が続き、5月10日現在で954人となり、経路不明の感染者の増加、病院や介護施設などでのクラスターの発生のほか、家族間の感染拡大も多くなってきており、未だ予断を許さない状態が続いております。

続いて、3月9日以降の町の対応について申し上げます。

道内の感染拡大に伴い、依然町内においても、感染症による重大な健康被害が発生する恐れがあるため、「厚岸町感染症対策本部」を中心にその対策を進めておりましたが、4月7日の国の「緊急事態宣言」を受けて、4月8日に、これまでの「感染症対策本部」を「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「厚岸町新型インフルエンザ等対策本部条例」に基づき、町の全部局に新たに釧路東部消防組合と厚岸消防署を加えた「厚岸町新型コロナウイルス感染症対策本部」に改め、これまで計12回の対策会議を開催し、情報の収集と共有を行ってきたほか、感染拡大防止のための対策を検討してまいりました。

その対策としては、緊急事態宣言による北海道の要請に基づき、「手洗い・咳エチケットなどの感染防止の徹底」、「生活維持に必要な場合を除く外出や札幌市及び他都府県への往来の自粛」、「密閉・密集・密接の3つの密の回避」、「繁華街への接待を伴う飲食店等への外出の自粛」、「文教施設や集会施設、遊興施設の休業など施設使用の自粛」の要請や、「人と人との距離を保つ取り組みの促進」などを、防災無線やIP告知端末、ホームページなどで町民に周知して、感染拡大の防止に努めてまいりました。

また、感染予防に関する正しい情報を提供し、町民が日常生活の中で必要な行動がとれるよう、感染症の受診や相談の目安、予防対策の周知徹底のほか、町税納付や公共料金等の支払い相談、中小企業等の経営・金融相談などの窓口開設のほか、小中学校や高等学校、保育所や幼稚園など町有施設等の休業・休館等の状況について、随時、防災行政無線、IP告知端末、町広報誌、ホームページ、SNSなどを活用して周知するとともに、引き続き保健福祉総合センターに電話相談窓口を開設し、町民の皆様への健康相談等を行ってまいりました。

小中学校については、臨時休業中においても、保護者に子どもの朝晩の検温などをお願いし、3月には全ての小中学校において分散登校を実施するとともに、新学期に入った4月7日から4月18日まで一旦通常登校としましたが、国の緊急事態宣言による北海道の要請を受けて、4月20日から5月31日までを臨時休業とし、5月25日から各校ごとに分散登校を行う予定としております。

児童館と保育所は、引き続き5月31日まで保育の縮小を行うこととしたほか、保護者に子どもの朝晩の検温のお願いをするとともに、受入時に子どもの体温及び体調の確認をしております。

また、子育て支援センターは、5月15日まで休所としました。

町立厚岸病院においては、これまで同様、臨時発熱外来を設置し、入口に看護師等を配置、発熱症状などの有無を確認の上、症状に応じて適切な対応を行うほか、面会者についても同様に発熱症状を確認し、症状のある方については、面会をご遠慮いただいております。

水鳥観察館、木工センター、厚岸情報館、海事記念館、太田屯田開拓記念館、郷土館、B&G海洋センター、勤労者体育センターは5月15日まで休館又は休所とし、温水プールは5月19日まで休館、味覚ターミナル・コンキリエは5月31日まで休業、集会施設については不要不急の使用の自粛をお願いしております。また、これらの施設で行うイベント等については、引き続き中止することとしております。

さらに、5月1日のオープンを予定していたあやめヶ原、愛冠観光サービスセンターは5月16日から、森林センターは5月20日から、4月25日のオープンを予定していた宮園公園の野球場、野球広場、パークゴルフ場、上尾幌学びやま公園パークゴルフ場は5月18日からに、それぞれ延期することとしました。

また、役場や保健福祉総合センターについては、各箇所への消毒液の設置、窓口や共用スペース、手摺りやドアノブなどの消毒、特に来庁者の多い窓口へのアクリルパネル等の設置、職員のマスク着用、来庁者の制限などを行っております。

このほか、厚岸地域産業振興協議会からの寄付による町内全世帯へのマスク20枚の配布、商工会を通じた飲食店への消毒液の提供を行ったほか、保育所の児童、小中学校の

児童生徒、職員の業務用マスクや各施設で使用する消毒液を確保するなど、感染拡大の防止に努めてきております。

続いて、今年度、町内で開催を予定している主なイベント等の状況について申し上げます。

5月16日から24日までの開催を予定していた、あっけし桜・牡蠣まつり、7月3日から7月5日までの開催を予定していた厚岸港まつり、厚岸夏まつりは、町経済への影響も大きく大変残念であります。感染拡大防止のため中止、7月2日の開催を予定していた厚岸町町制施行120周年記念式典、7月3日の開催を予定していた町民花火大会は10月以降に延期、他の行事等についても、今後の状況を見て開催の可否等の判断をしていく予定であります。

続いて、町内経済への影響であります。4月10日を期限とする3回目の聞き取り調査による影響額は、約3億7,400万円と見込まれ、3月9日の報告時よりも約6,500万円増加しており、この度、緊急事態宣言が延長されたことにより、さらなる影響の拡大を危惧しております。

漁業では、消費低迷による牡蠣の出荷制限や、市場における魚価の下落により、漁業経営に影響が出始めてきているとのことであります。

酪農業では、小中学校の休業による給食向け牛乳などの消費の落ち込みが懸念されますが、出荷への影響は出ていないとのことであります。

しいたけ生産では、市場取引に大きな影響は出ていないものの、飲食店との取引が減少しているとのことであります。

商工業では、宿泊業と飲食業への影響が大きく、特に飲食業では、飲酒を伴う営業の自粛や休業要請、外出控えなどから、事業継続への不安材料が大きく、営業を継続するための消毒液等の確保にも苦慮していると聞いております。

こうした状況を踏まえ、町では3月26日に、町の全部局を範囲とした「厚岸町新型コロナウイルス経済対策本部」を設置して、地域経済や町民生活に適切で迅速な対策を講じていくこととし、これまでに3回の本部会議を開催したほか、4月22日には、感染拡大により大きな影響を受けている地域経済や町民生活に更に迅速な対策を講じていくため、町内の経済・産業団体と町が連携して経済対策に関する検討を行う「厚岸町新型コロナウイルス経済対策連絡会議」を設置し、必要な経済対策に関する情報の収集と共有をし、有効な対策について検討を行ったところであります。

これらを踏まえ、緊急対策が必要な町内経済に速やかに対応すべく、その対策に必要な予算について、本臨時会へ専決処分の報告と補正予算案を提出し、議員の皆様と協力して、緊急経済対策を実施してまいりたいと考えております。

まず、経済対策の一つ目は、「中小企業者緊急資金融資」であります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け事業活動に支障が生じている中小企業者に対し、金融機関からの資金融資の円滑化を図るとともに、融資に係る信用保証料と利子分を町が全額補助し、経営の早期回復を図っていただくとするもので、4月1日から実施しております。

5月7日現在における申込件数は25件で、融資額が2億710万円、利用希望件数は14件で、融資額が1億3,000万円となっております。事業全体では60件、融資資金の総額で4

億円、保証料及び利子補給に係る補助2,876万9,000円を見込んでおります。

二つ目は、「緊急支援給付金の支給」であります。

特に新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている町内の宿泊業と飲食業を対象に、1件当たり60万円の給付金を支給するもので、4月24日から実施しております。

5月8日現在における支給済件数は31件で、支給額が1,860万円、事業全体では60件、3,600万円の支給を見込んでおります。

三つ目は、「緊急経済対策応援券の発行交付」であります。

国の緊急事態宣言による休業要請や行事の中止、外出控えなどにより、特に飲食業を始めとする商工業者の経営が悪化していることから、全ての町民に対し商品券を発行し、商工業の事業継続と生活支援を行おうとするもので、1人当たり6,000円の商品券を交付、うち3,000円分を飲食店専用とするもので、6月10日から12月31日までの取扱いを予定しており、5,520万円を見込んでおります。

四つ目は、「漁業者緊急対策資金に係る保証料補助及び利子補給」であります。

漁業者が厚岸漁業協同組合が行う緊急融資を受ける際の信用保証料と利子分を町が全額補助するもので、4月22日から開始しております。

5月7日現在における融資件数は2件、融資額が105万円、相談件数は5件で、融資額は未定、事業全体では150件、360万5,000円の補助を見込んでおります。

五つ目は、「子育て世帯への臨時特別給付金の支給」であります。

感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、令和2年4月分の児童手当の受給世帯に、対象児童1人当たり1万円を支給いたします。

事業全体では、対象者990人、給付額で990万円を見込み、国の全額補助を受けて町が実施するもので、本臨時会終了後、速やかに実施いたします。

六つ目は、「特別定額給付金の支給」であります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨を踏まえて、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、令和2年4月27日現在、厚岸町の住民基本台帳に記録されている方を対象として、1人当たり10万円を支給いたします。

事業全体では9,151人分、給付額で9億1,510万円を見込み、国の全額補助を受けて町が実施するもので、本臨時会終了後、速やかに実施してまいります。

七つ目は、「厚岸町国民健康保険の傷病手当金の支給」であります。

新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いによって、療養のために労務に服することができない使用人に雇用されている方、いわゆる「被用者」について、その労務に服することができない期間の収入減少分に対する緊急経済対策として、傷病手当金の支給を行います。

また、北海道後期高齢者広域連合が行う75歳以上が加入する後期高齢者医療についても同様に傷病手当金の支給を行うこととなり、その手続きについては、町の窓口で行うことができます。

なお、これらの感染症対策及び経済対策等のため実施する費用については、国の補助金等の対象となる「子育て世帯への臨時特別給付金の支給」、「特別定額給付金の支給」、「国民健康保険の傷病手当金の支給」、厚岸地域産業振興協議会の寄付による

「町民へ配布のマスクの購入費用」以外については、北海道市町村備荒資金支消金及び前年度繰越金を充てて実施する予定であります。

今後においては、町民の健康被害の発生を防止するため、また、町経済への影響を1日でも早く解消し、町民の不安を取り除くことができるよう、国からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、町独自の更なる経済対策、困窮者対策を講じ、この難関を町民並びに議員の皆様と共に乗り越えてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、現在までの厚岸町における「新型コロナウイルス感染症」に関する状況報告とさせていただきます。

●議長（堀議長） 以上で、町長の発言を終わります。

●議長（堀議長） 日程第4「報告第1号 専決処分事項の報告について」を議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） ただいま上程いただきました 報告第1号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

この度の厚岸町病院事業会計における補正予算につきましては、本年3月、企業債の定期償還に向け、予算執行手続きを行った際、企業債償還元金の予算見積もりに誤りが発見され、これにより既決予算額に不足が生じることを確認いたしました。

企業債の償還期日が、本年3月23日であり、直ちに、不足する額について補正予算措置が必要となり、緊急執行を要した「令和元年度厚岸町病院事業会計補正予算」を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

2ページをご覧ください。

総総専第1号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和2年3月19日付であります。

令和元年度厚岸町病院事業会計補正予算、3回目。

第1条、総則であります。令和元年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、資本的収入及び支出の補正であります。第1款 資本的支出、第2項 企業債償還金について、222万円の増額補正であります。

また、条文のカッコ書きであります。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額222万円は、過年度分、損益勘定留保資金で補てんするものとする。

3ページは、補正予算実施計画、4ページは、補正予定キャッシュフロー計算書、5ページは、補正予算説明書、6ページから8ページは、予定貸借対照表と注記となっております。説明は省略させていただきます。

専決処分に係る補正予算の内容は以上となりますが、今後、予算管理をしっかりと行い、このようなことが生じないように、留意してまいります。

以上で、報告第1号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議長） これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 町立病院の皆さまにおかれましては、札幌圏と病院の施設でクラスターが発生するなど、コロナに対する脅威をひしひしと感じておる中、厚岸町立病院には老健も併設しており、医療スタッフの皆さんをはじめ看護師さんに至るまで、対応に奮闘されていることに改めて感謝を申し上げ、敬意を表します。

本案件でございますが、企業債の償還金222万2,000円、この内容につきましては4月16日開催の議員協議会で説明がありました。企業債償還金の返済開始時期の確認を怠った、あってはならないことだと思います。今日、役場の業務、病院の業務もそうですが非常にリアルタイム、変化が早くなり、また細分化されてきている。そして、パソコンでの管理、業務の遂行に当たっては担当者に一任するだけではなくて、検証体制、点検、再確認の強化が私は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議長） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 今、議員から仰られたことは全てその通りだと思っております。今回のこの部分につきましても、チェック体制が不十分であったと認識しておりますので、今後このようなことも含めてですね、全てにおいてチェック体制を厳しくやっていきたいと思っております。

●議長（堀議長） 他に、ございませんか。

（なし）

●議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（堀議長） 日程第5「報告第2号 専決処分事項の報告について」を議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

- 税務課長（四戸岸課長） ただいま上程いただきました、報告第2号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

今般、国は、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応を行うなどとして、地方税法等の一部を改正する法律 及び地方税法施行令の一部を改正する政令を、令和2年3月31日に公布し、原則として、同年4月1日から施行しました。

この法律等の施行に伴い、令和2年度の町税、課税事務の執行上、町税条例を直ちに改正し、4月1日から施行することが必要となり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に、町税条例等の一部を改正する条例を専決処分により制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書10ページ。

総総専第2号 専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

町税条例等の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配布の報告第2号 説明資料 新旧対照表でご説明いたしますが、この度の主な改正は、地方税法における固定資産税の課税標準特例措置の見直しに伴う、水力発電設備に係る特例割合の見直し、浸水被害軽減地区内の土地に係る課税標準特例の創設のほか、地方税法引用条項の条文整備を行うとともに、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、使用者を所有者と見なして課税できる制度の拡大を行うとともに、登記名義人が死亡している場合における現所有者に必要な事項を申告させることができることとするものであります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

この議案は、町税条例の一部を改正する条例と、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の2条で構成しております。

1ページ、第1条は、町税条例の一部改正であります。

第29条の4の2、及び、第29条の4の3は、ひとり親に対する税制上の措置、及び寡婦控除の見直しにより規定が整備されたことに伴う改正であり、第29条の4の2は、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするものであります。

第29条の4の3は、個人町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書について、単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするものであります。

第33条の7は、法人の町民税の申告納付に関する規定で、次ページの第2項は、次ペ

ージにわたり、改正後の地方税法に合わせた租税特別措置法の引用項番号の改正であり、規定の内容に変更が生ずるものではありません。

第37条は、固定資産税の納税義務者等に関する規定で、第1項は、改正後の地方税法に合わせた字句の整理、及び所有者の定義を明確化するものであります。

第2項は、改正後の地方税法に合わせた字句の整理、及び、所有者の定義における法人の取扱いを明確化するものであります。

第4項及び改正後の第5項は、固定資産の使用者を所有者とみなす規定の整備で、第4項は、所有者が震災等の事由により不明である場合に、その使用者を所有者と見なし固定資産課税台帳に登録して固定資産税を課すこととする場合は、その使用者に事前に通知することとするものであります。

改正後の第5項は、所有者が災害等で不明の場合を除き、住民基本台帳や登記簿等による公簿上の調査などを尽くしてもなお所有者が明らかにならない場合は、その使用者に事前に通知した上で、その使用者を所有者と見なし固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとするものであります。

また、新たに項が追加となったため、改正前の第5項及び次ページの第6項を1項ずつ繰り下げるほか、改正後の地方税法、及び地方税法施行令に合わせた字句と、引用条番号の改正であります。なお、規定の内容に変更が生ずるものではありません。

改正後の第8項は、次ページにわたり、家屋の所有者以外の者が取り付けた附帯設備に関する規定の追加であり、家屋の所有者以外の者が事業のために取り付けた附帯設備については、取り付けた者を所有者と見なす規定の整備であります。

第46条及び第46条の2は、改正後の地方税法に合わせた引用項番号の改正であり、規定の内容に変更が生ずるものではありません。

改正後の第60条の3は、現所有者の申告に関する規定の追加であります。改正の概要は、土地又は家屋の所有者として登記簿等に搭載されている個人が死亡している場合、現にこれらを所有している者は、現所有者であることを知った日から3月を経過した日までに、氏名・住所等の必要な事項を申告しなければならないこととするものであります。

5ページ、第61条は、固定資産に係る不申告に関する過料について、前条で追加した現所有者の申告に関する規定を加えるほか、改正後の地方税法に合わせた字句の改正であります。

第83条は、たばこ税の課税免除に関する規定であり、第2項として、卸売販売業者等における課税免除の適用に当たっての必要な手続きを簡素化する規定の整備であります。また、新たに項が追加となったため、改正前の第2項及び第3項を1項ずつ繰り下げるほか、引用項番号の整理と、改正後の地方税法に合わせた字句の改正であります。

第85条及び、次ページの第123条第6項は、改正後の地方税法に合わせた引用項番号の改正であり、規定の内容に変更が生ずるものではありません。

次に、附則の改正であります。

第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についての規定で、特例期間を令和6年度まで3年間延長するものであります。

第10条は、固定資産の課税標準に関する読み替えについての規定で、改正後の地方税

法に合わせた字句の改正であります。

第10条の2は、固定資産税等に係る地域決定型特例措置、いわゆる「わがまち特例」における対象施設と特例割合を規定するものであり、地方税法において、固定資産税等の課税標準の特例が見直されたことに伴い、地方税法引用条項の条文整備のほか、新たに特例措置を設けるものであります。

第2項は、改正後の地方税法において、大気汚染防止法の指定物質の排出・飛散の抑制施設に係る規定が削除されたことによる項の削除であります。

第3項から、次ページの第10項までは、前項の削除により、それぞれ項番号が繰り上がったほか、改正後の地方税法に合わせた引用項番号の改正であります。

第11項は、再生可能エネルギー設備のうち特定水力発電設備に係る特例措置が見直されたことによる削除であります。

第12項から第15項は、改正前の第2項及び前項が削除されたことにより、それぞれ2項ずつ繰り上がったほか、改正後の地方税法に合わせた引用項番号の改正であります。

改正後の第14項は、削除した改正前の第11項で特例割合を3分の2として規定していた特定水力発電設備について、地方税法を参酌して、特例割合を4分の3として改めて規定するものであります。

第16項から第20項は、項の追加及び削除による項番号の繰り上げのほか、改正後の地方税法に合わせた引用項番号の改正であります。

改正後の第20項は、水防法に基づき指定された浸水被害軽減地区にある土地について、地方税法を参酌して特例割合を3分の2として、新たに規定するものであります。

8ページ、第12条から、次ページの第15条までは、改正後の地方税法に合わせた字句の改正であります。

10ページ、第17条の2第1項、及び第2項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例に関する規定で、特例期間を3年延長し、令和5年度までとするものであります。

次に、第2条、町税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

改正の概要は、令和元年 第1回臨時会において可決された「町税条例等の一部を改正する条例」の第3条のうち、個人の町民税の非課税の範囲に単身児童扶養者を加える規定について、改正後の地方税法において、令和3年1月1日を施行日として非課税の範囲に加えられる「ひとり親」に単身児童扶養者が含まれることとなったことから、この規定を削除するものであります。

議案書にお戻りいただき、14ページをお開き願います。

附則であります。

第1条は、施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

次ページ、第2条は、町民税に関する経過措置で、第1項は、別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の新条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとしてあります。

第2項、及び第3項は、改正後の給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項の規定については、この条例の施行日以後に支払いを受ける給与及び公的年

金等について提出する申告書について適用することとするものであります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置であります。第1項は、特段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとするものであります。

第2項は、震災等の事由で所有者が不明である場合に、使用者を所有者と見なす規定については、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとするものであります。

第3項は、震災等の事由以外で所有者が不明である場合に、使用者を所有者と見なす規定については、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用するとするものであります。

第4項は、現所有者の申告に関する規定について、施行日以後に現所有者であることを知った者について適用するとするものであります。

第5項は、平成30年4月1日から令和2年3月31日までに取得した、改正前の地方税法第15条第2項に規定する、大気汚染防止法に規定する施設又は設備に課する固定資産税については、なお従前の例によるものとするものであります。

第6項は、平成30年4月1日から令和2年3月31日までに取得した、改正前の地方税法第15条第33項に規定する、特定再生可能エネルギー発電設備に課する固定資産税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第2号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議長） これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 二点ほど、お尋ねをさせていただきます。

まず一点目です。いただきました資料から質問させていただきます。第83条でございます。たばこ税の課税免除、この内容が理解できなかったんですよ。たばこ販売業者への課税規定だと、たばこ業者さんが手続きの簡素化になるということをも文化すると書いてありますが、どの様なたばこ業者さんの、どの様な税金で、内容がどの様に簡素化になるのか、具体的に説明をしていただきたいと思います。これが一点目です。

それから、次のページにまいりまして、附則第8条でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、この関係でございますが、3年間、令和3年まで、また3年延びるということでございますが、厚岸町にとってどうなのかということが非常に……。厚岸町は搾乳牛が多いと思うんです。肉牛については、販売した場合の所得が事業所得に合算になるという免除規定だと思うんですが、実際に厚岸町で、太田農協さんなり酪農家の皆さんの高齢化した牛を販売した場合の所得はどうかというの、まず一点です。その実態というんですか、これも対象になるのかならないのか、確認をさせていただきます。

毎年、3年毎に更新するんですけれども、厚岸町に大いにこれから肉牛を生産する所

もあると思うんですよ、影響があるのであれば、できれば3年更新ではなく、3年に一遍議案があがって来るわけですよ、僕も議員やっているから何となく記憶があるんですけども。町として国に、農業者にとって有利になるのであれば、恒久法にしていこうように町としても働きかけをすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（堀議長） 税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） まず、たばこ税についてであります。販売事業者につきましては、所有するたばこに対して課せられるたばこ税を収める義務があります。保有しているたばこの申告をする書類が多々あるんですけども、これについては省略することができるということで。済みません、もう少し調べて再度答弁させていただきます。

次の肉用牛でございますが、肉用牛につきましては、免税対象となる肉用牛が定められておりまして、これらは屠畜場に出した牛について、屠畜場で免税対象肉牛であるという証明をいただいた上で、その証明書を申告の際に提出していただければ免除となるといったもので、肉用牛の免税額と乳用牛の牝牛といったものの免税額は額に違いがありまして、対象が異なるわけでございますけれども、上限の頭数制限もございます。詳細な部分は手元に資料がないものですからあれですけども、そういった課税免除が受けられるということで、町内の農家さんについても適用を受けている方がいらっしゃいます。

制度の恒久化についてでございますけれども、国におきましては酪農情勢ですとか、そういったものを踏まえながら、度重なる3年毎の改正を進めているのかと思っておりますが、町といたしまして国のほうに提言等ということでございますけれども、なかなかそこはですね、経済情勢の動きも睨みながら、産業界とも連携しながら、そういった要望をする機会があれば、そういったこともしてはどうかと検討しながら、連携しながら進めていければなと考えております。

●議長（堀議長） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

●議長（堀議長） 再開いたします。

税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） 時間をいただき、大変申し訳ございません。

たばこ税に関してでございますが、先程私、答弁させていただいたもの、手持ち品課税の部分と混同しておりまして、大変申し訳ありません。

今回の改正、手続きが簡素化になったということにつきましては、たばこ販売事業者が輸出免税等の適用を受ける際にですね、輸出証明、輸出明細書、これらを今まで税務

署に提出しておりましたが、この提出を不要とするなど、輸出免税制度に係る手続きの簡素化が図られたことによる改正でございます。

●議長（堀議長） 5番、南谷議員。

●南谷議員 あまり影響はないということだね。直接町内のたばこ業者さんに、それほど免税申請なり、そういう業者さんがいれば対象になるよということで、分かりました。

二点目の本町の酪農家にとって有利になることであれば、機会があれば国のほうに声を出していかなければ私はならないと思うんですよ。ですから、3年に一遍かもしれないけれど、また忘れるんですよ、3年後なんですよ。時期が来ればそれに向けて、折りがあれば、ぜひ、厚岸町の酪農家のためになるのであれば、町としてもしっかり声を出していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議長） 税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） 産業振興、酪農部門を担当する水産農政課ですとか、関係する産業団体とも協議連携をしながら、ご意見もいただきながら、そういったことに取り組むべきことということであれば、色々な要望等の機会を通じてできればと考えておりますので、まずは関係団体と連携させていただきながら、ご意見をいただきたいと考えております。

●議長（堀議長） 他に、ございませんか。

（なし）

●議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（堀議長） 日程第6「報告第3号 専決処分事項の報告について」を議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） ただいま上程いただきました、報告第3号、専決処分事項の

報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書16ページをお開きください。

この度の専決処分事項の報告につきましては、先の報告第2号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されたことに伴い、令和2年度の町税、課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を直ちに改正し、同年4月1日から施行することが必要となり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分により制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書17ページ、総総専第3号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配布の報告第3号 説明資料 新旧対照表でご説明いたしますが、この度の主な改正は、地方税法における課税標準等の特例措置の見直しに伴い、固定資産に係る地域決定型特例措置、いわゆる「わがまち特例」として、浸水被害軽減地区内の土地の特例規定を追加したほか、地方税法引用条項の条文整備を行ったものであります。

それでは、新旧対照表をご覧願います。

1 ページ、第2条 及び 附則の第1項は、地方税法の改正における項の削除による項番号の繰り上げに伴う引用項番号の改正であります。なお、規定の内容に、変更が生ずるものではありません。

改正後の第4項は、固定資産の課税標準の特例割合を規定する「わがまち特例」に、水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地の特例割合を追加するものであります。課税標準の特例割合は、地方税法を参酌し、3分の2とするものであります。なお、現時点において、厚岸町内に該当する区域はありません。

また、新たに項が追加となったため、改正前の第4項から、3ページの第13項までを、1項ずつ繰り下げるほか、項を繰り下げたことによる引用項番号の改正及び地方税法の改正における項の削除による項番号の繰り上げに伴う引用項番号の改正、改元に伴う年号の改正、並びに字句の改正であります。なお、規定の内容に、変更が生ずるものではありません。

議案書19ページへ戻りまして、附則でございます。

第1項は、施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行する

第2項は、経過措置についての規定で、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計課税については、従前の例によるものとなります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第3号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議長） これより質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（堀議長） 日程第7「報告第4号 専決処分事項の報告について」を議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました 報告第4号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

「地方税法施行令の一部を改正する政令」が令和2年3月31日に公布され、国民健康保険税に関する改正部分が4月1日から施行されました。

この改正に伴い、令和2年度の国民健康保険税課税事務の執行上、厚岸町国民健康保険税条例を直ちに改正し、国民健康保険税の賦課期日である4月1日から施行する必要が生じ、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日、専決処分をもって「厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書21ページであります。総総専第4号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

条例改正の内容は、地方税法施行令の改正に伴うもので、1つ目は、国民健康保険税の基礎課税額と介護納付金課税額の課税限度額を引き上げたこと、2つ目は、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の引き上げを行ったものであります。

それでは、別にお配りしている報告第4号説明資料「厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表」をご覧願います。

説明については、この新旧対照表により行わせていただきますが、報告第4号参考資料①として改正内容の概要、及び報告第4号参考資料②として関係法令の抜粋及び用語の説明をあわせて配布しておりますので参考としてください。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条第2項のただし書の改正は、基礎課税額の課税限度額を、「61万円」から「63万円」に改めたものであります。

この改正により影響を受けるのは、令和元年度の課税データで試算した場合、限度額超過世帯となる143世帯で、調定額で約282万円の増額が見込まれるところであります。

新旧対照表、更にその下段になります。

第2条第4項のただし書の改正は、介護納付金課税額の課税限度額を、「16万円」から「17万円」に改めたものであります。

この改正により影響を受けるのは、令和元年度の課税データで試算した場合、限度額超過世帯となる63世帯で、調定額で約60万円の増額が見込まれるところであります。

次に、2ページ上段になります。

第21条については、国民健康保険税の減額についての規定で、各号列記以外の部分については、減額後の国民健康保険税の額について規定していますが、第2条の改正と同様に、減額後の基礎課税額の課税限度額を「61万円」から「63万円」に改め、介護納付金課税額の課税限度額を「16万円」から「17万円」に改めたものであります。

次に、2ページ下段をご覧ください。

同条第2号の改正は、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額33万円に、被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額を「28万円」から「28万5,000円」に改めたもので、5割軽減該当世帯の拡大を図ったものであります。

この改正による影響は、令和元年度の課税データで試算した場合、影響がある世帯はありませんでした。

3ページをご覧ください。

同条第3号の改正は、国民健康保険税の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額33万円に、被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額を「51万円」から「52万円」に改めたもので、2割軽減該当世帯の拡大を図ったものであります。

この改正による影響は、令和元年度の課税データで試算した場合、新たに、6世帯が対象となり、調定額で約13万円の減額となります。

議案書21ページにお戻りください。

附則であります。第1項は「施行期日」で、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は「適用区分」で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険税について適用し、令和元年度分までの保険税については、なお、従前の例によるものとしてあります。

以上、簡単な説明ではございますが、報告第4号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

●議長（堀議長） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（堀議長） 日程第8「報告第5号 専決処分事項の報告について」を議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました 報告第5号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書22ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症が急速に拡大していることを踏まえ、感染拡大防止対策に要するための経費の予算が必要であり、緊急執行を要した「令和2年度厚岸町一般会計補正予算」を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

23ページをご覧ください。

総総専第5号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和2年4月10日付であります。

令和2年度厚岸町一般会計補正予算1回目、令和2年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、808万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、106億3,383万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

24ページから25ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入では2款2項、歳出では1款1項にわたって、それぞれ808万円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。28ページをお開き願います。歳入であります。

19款1項 寄附金、4目 衛生費寄附金、1節 保健衛生費寄附金、580万8,000円新規計上。マスク購入費用として、厚岸地域産業振興協議会様からの寄附金であります。

21款1項1目 繰越金、1節 前年度繰越金、227万2,000円の増。補正財源調整のための計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

30ページをお開き願います。歳出であります。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 健康推進費、808万円の増。感染症対策について、消耗品費 739万8,000円は、主に町民約4,400世帯に1世帯あたり20枚のマスクを配付するため、寄附金による購入費と職員業務用のマスク購入費の計上であります。印刷製本費3万6,000円は、マスクを配布するために使用する封筒の印刷費で、通信運搬費64万6,000円は、マスク郵送料の計上であります。

以上で、報告第5号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議長） これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 31ページです。感染症対策808万円の計上となっております。この件につきましては議員協議会で説明をいただきました。前にいただいた書類と対比させていただいたんですが、154万9,205円合わないんですよ。時間が経っているから何らかのものが、808万の内訳はこうですよとなっておりますが、議員協議会で説明をいただいたときの数字が、どこがどう膨らんで、154万9,000円はどうなったんだろうな、どの部分が増えたのかなど。当然、508万8,000円は変わらないだろうと。議員協議会で説明を受けた時点と、この差異について幾ら調べても僕の頭では理解できないので、この辺について説明を求めます。

●議長（堀議長） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

4月16日の議員協議会で説明させていただきましたのは、産業振興協議会からご寄附をいただいて、それでマスクを購入し配布するという説明だけをさせていただきました。ご質問にございますように、差異の約150万円につきましては、その時期と日を近くして職員用を先ず1万枚購入させていただきました。続いて後日、また職員用として1万3,000枚追加購入させていただきました。その違いが議員協議会で報告させていただいた内容と今回の補正予算計上の違いとなっておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

説明させていただいた内容を口頭でございますが、詳しく説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

金額でございますが、職員用第1回目、1万枚購入した金額が66万3,300円となっております、送料込みでございます。2回目に購入しました職員用のマスクでございますが、13,400枚で送料・税込みで88万4,400円でございます。これが主なものでございます、以上です。

●議長（堀議長） 5番、南谷議員。

- 南谷議員 職員用が良いと悪いとかではないんですよ。せっかく説明を受けたので提案するときに、そういう部分があるよくらいの話をしてくれると理解できますが、しっかり聞こうと思っていただけ、全くその説明がないから150何万というのは合わないんですよ、僕の計算では。一晩考えた、何で合わないんだろうかと。やはり提案するんだから、議員協議会できちんと説明しているんだから。

当然数字はくるう、当たり前だ、増える。だけど、10万円や3万なら良いけど、150万くるってくるんだから、職員の分も追加してますとか、そういう一言を増やしてくれないと信頼を失うんですよ、僕、はっきり言って。本件については理解いたしました。

寄附していただきました各団体につきましては、私は心から御礼を申し上げる次第でございます。以上。

- 議長（堀議長） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 私からの提案説明の内容であります、議員協議会との差異があった部分であります、もう少し丁寧な説明が必要だったと思います。大変申し訳ございません。次からは心がけて提案説明をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

- 議長（堀議長） 他に、ございませんか。

（なし）

- 議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（堀議長） 日程第9「報告第6号 専決処分事項の報告について」を議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました 報告第6号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書32ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染拡大によって大きな影響を受けている、町内飲食店及び宿泊

業者を支援するために要する経費の予算が必要であり、緊急執行を要した「令和2年度厚岸町一般会計補正予算」を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

33ページをご覧ください。

総総専第6号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和2年4月20日付であります。

令和2年度厚岸町一般会計補正予算2回目。令和2年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3,617万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、106億7,000万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

34ページから35ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入では2款2項 歳出では1款1項にわたって、それぞれ3,617万円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

38ページをお開き願います。歳入であります。

21款1項1目 繰越金、1節 前年度繰越金、17万円の増。補正財源調整のための計上であります。

22款 諸収入、6項3目3節 雑入、備荒資金支消金（超過納付分）3,600万円、新規計上。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う財源として、北海道市町村備荒資金超過納付金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

40ページをお開き願います。歳出であります。

6款1項 商工費、6目 諸費、3,617万円、緊急経済対策支援給付金、新規計上。令和2年4月16日に厚岸町商工会から、外出自粛や店舗への休業要請が余儀なくされる中、町内飲食店及び宿泊業者に対し、国からの支援までの間の支援措置の要請を受けての支援策として、一事業者に対し60万円の緊急支援をするものであります。

この支給対象は、令和2年4月1日現在において、厚岸町に主たる事業所または、店舗を有する法人、個人事業者のうち、宿泊業または飲食店を引き続き1年以上営み、1月から12月のいずれかの月で売上高が前年同月に対して30パーセント以上減少しているものが対象で、60事業者を見込んでおり、その補助金3,600万円と審査業務の事務を厚岸町商工会に委託して実施する内容であります。

以上で、報告第6号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議長） これより質疑を行います。

7番、杉田議員。

●杉田議員 この度の飲食業、宿泊業に関しての緊急支援ということで、大変効果的に迅速に行っていただきまして、感謝申し上げます。加えて今後、対象を拡大する予定、追加して拡大していただく予定の考えはおありでしょうか。

●議長（堀議長） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） お答えいたします。

冒頭の町長の状況報告並びに総合政策課長からの専決処分の説明をさせていただいたところでございますが、私どもも宿泊、飲食を含めた中での調査等も行っていただいておりますが、正式に4月16日に商工会からの要請を受け、厚岸町としての施策として今回の給付金事業について実施しております。

今後の対象につきましては、先程の町長の報告にもありましたが、経済産業団体との連絡会議を設置しております。こういった中で、各団体からの色々な状況等をお聞きして、やはり尽くすべき措置については検討して、決まったものについては迅速に、適正かつ柔軟に施策を講じなければならないという考えは変わりませんので、今後、拡大する方向性もあるということで、お答えにさせていただきたいと思っております。

●議長（堀議長） 7番、杉田議員。

●杉田議員 各種団体に加盟していないとか、商工会に加盟していない小さな家業とか生業で生活をされている方もいらっしゃるかと思います。なかなか声にならない声とか、小さな、団体に属していない方に対しても是非迅速に手配をいただきたいと思っております。国の対応は待ってられないと思っておりますので。

飲食業もそうですが、同様に小中学校の休校と併せて、例えば塾ですとか習い事、けいこ事で生計を立てられている方もいると思っております。細かな目配り気配りと言いますか、手配をお願いしたいと思っております。

●議長（堀議長） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 一部、今回の北海道の休業支援金等の話もあろうかと思っております。我々も道で示された内容につきまして、商工会と会員以外の状況で、指折りですけれども、湖南地区・湖北地区並びに町内全体で該当する事業者があるのかということで、リストアップさせていただきました。商工会に加盟している方々はファックス、加盟していない方々は観光商工課の職員で配布いたしまして、休業補償の説明をさせていただいております。

今後におきましても、できる限りきめ細かく各事業者に情報提供させていただいたり、申請に当たって、我々は国からの情報はホームページからの情報を注視しながら、様々な情勢が変わってきておりますので、分かり得た情報については、町のホームページもそうですけれども、商工会または関係機関、金融機関におきましても各種国の政策を含めまして、ご相談があった場合については相談窓口も開いておりますので、そういった対

応をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（堀議長） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます、よろしくお願ひいたします。

今回のコロナウイルスの関連でですね、団体に属していなような小さな商売であつても廃業されるようなことがあれば、とんでもないことだと言ひますか、大変なことでござひますので、手抜かりなく対応をよろしくお願ひします。

●議長（堀議長） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今回の経済対策につきましては、きめ細かく、町民だれ一人として倒産または廃業があつてはならない、そういう深刻な状況の中でどのような対策をすべきか、先ず大事なことは公平であります。町民だれしも受けなければならない義務があります。私はそのように感じながら、今回の対策を講じております。

そういう意味におきましては、緊急支援給付金の関連の中でご質問があつたわけでありすが、商工会員以外の人方にもこの給付金を、希望者については差し上げようと考えておるわけでありすが、しかしながら、お話がありましてとおり、商工会が色々と窓口になつてご支援ご協力をいただひておるところでありすが、そういう意味においても、その姿勢は今後とも変わらないわけでありすが、

私の状況説明の中でありましてとおり、お陰様で国から地方創生臨時交付金、9,000万余りの厚岸町の交付があるわけでありすが、この交付金を使いながら、商工業をはじめ厚岸町の経済を守るためにどういふ仕方があるのか、今、色々と検討中でありすが、特に商工業につきましては、3回アンケート調査をさせていただきますけれども、今後更に、それを進めながらそつのない対応をして参りたいと考えておりますので、ただ今の質問については当然でありすが、そういう気持ちで色々と対応して参りたい、そのように考えております。

●議長（堀議長） 1番、竹田議員。

●竹田議員 町内の小さな商店があるんですけども、この商店につきましては長年の経過の中で、コンビニ系の商店ができたり、大型店舗ができたりということで、酒、米、食材について一般商店からの町民が買ひ受けるということが、だんだん圧縮されて商売的に大変厳しいという中で、必死になつてやつていふ現状でありすが、そういう中で、厚岸町においての商店に対しての緊急的な対策、支援給付金を是非考えていただひたいと思ひますが、いかがですか。

●議長（堀議長） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 当然、各種広く影響が出ている状況については、我々もアンケート調査から確認をさせていただいております。また、小売業につきましてもコロナウイルス等、特に3月・4月の歓送迎会が中止になった中で、小売りも滞っている実態もあろうかと思えます。この辺につきましても、商工会を含めて実態を把握して、その対応を、必要な措置を講じるように今後とも検討を進めて参りたいと考えております。

●議長（堀議長） 1番、竹田議員。

●竹田議員 特にですね、町内の商店の中で給食等が今滞っている状態にあります。その他色々な停止によっての物流が停滞している中で、今後の売り買いが全くなされていないという現状もあるかと思えます。その辺をですね、早急に調査して、是非早急に執行っていただきたいと思えますが、いかがですか。

●議長（堀議長） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

先程、7番議員の質問に対しましてお答えしましたが、これからは第3弾、第4弾、どういう経済対策ができるのか今色々と検討中でありまして。そういう意味において、本当にきめ細かく対応をしなければ厚岸の経済は持たない、そのように認識をいたしております。

特に私はですね、今回の対策で一番悩んでおりますことは、感染拡大防止対策と経済の両立をどうさせるかということが一番のネックであった、今でもそうであります。ご承知のとおり、未だ収束の目処が分からない状況。現在の段階では先程説明をいたしたとおりであります。益々厳しくなってくるであろうと、そのように考えております。

そういう面においては、その事情の中で色々と対応して参りたい、そのように考えておりますので、1番議員のご質問の中にもありましたとおりですね、商工業は大変であります。そういう面においても、しかと頭に置きながら対応して参りたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議長） 2番、石澤議員。

●石澤議員 今まで色々と頑張るとい話がありましたが、説明書の中に感染症の影響で厚岸町において引き続き1年以上営業を営みというのがあるんですが、今年に入って営業を始めた方、それから親からの世代交代した人達にとっては、前年度の実績がないという場合が出て来ると思うんですが、それに対しての支援の仕方は、どのように支援して行くんでしょうか。

●議長（堀議長） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 本年度からの実施の状況ということになりますと、影響額

を押さえられないというのが実態でございます。また、事業継承をされている場合については、事業継承の前年の部分で数値をもちまして、本年のコロナウイルスによる売上減少等の証明等が、事業継承がきちんと整理されたものが提示されまして対応できるものについては、この対象になろうかと考えております。

できるだけ規則の中で、速効的に先ずは、それぞれの事業所に60万円をお届けしたいと進めておりますけれども、現在のところやはり一部飲食店においては、昼を中心にやられている所は余り影響が出ていないという実態もあるようですけれども、あくまで1月から12月までの中で、この制度を活用していただく。12月まで、コロナ影響があった場合について給付金を受けられると整理をさせていただいております。

色々な実態があろうかと思っておりますけれども、状況等を踏まえて適切で公平な対応に心掛けて、制度を取り進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議長） 他に、ございませんか。

（なし）

●議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（堀議長） 日程第10「議案第36号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算」、「議案第37号 令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算」、以上、2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、「議案第36号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算」から「議案第37号 令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算」の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、「議案第36号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算」3回目の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。

令和2年度厚岸町一般会計補正予算3回目、令和2年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ、10億3,191万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、117億191万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページにわたり、第1表 歳入歳出予算補正であります。歳入では3款3項、歳出では4款5項にわたって、それぞれ、10億3,191万3,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。歳入であります。

16款 国庫支出金、2項 国庫補助金、2目 民生費国庫補助金、1節 社会福祉費補助金、9億2,337万5,000円の増。特別定額給付金の交付に要する費用に対しての国庫補助金で、内訳は、事業費補助金9億1,510万円、事務費補助金827万5,000円の新規計上であります。

2節 児童福祉費補助金、1,125万円の増。子育て世帯への臨時特別給付金の交付に要する費用に対しての国庫補助金で、内訳は、事業費補助金990万円、事務費補助金135万円の新規計上であります。それぞれ、詳細については、歳出にてご説明いたします。

21款1項1目 繰越金、1節 前年度繰越金、228万8,000円の増。補正財源調整のための計上であります。

22款 諸収入、6項3目3節 雑入、備荒資金支消金（超過納付分）9,500万円の増。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う財源として、北海道市町村備荒資金超過納付金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

3款 民生費、1項 社会福祉費、10目 諸費、9億2,337万5,000円、新規計上。特別定額給付金給付9億1,510万円は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計へ支援するもので、給付対象者は基準日である令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている者で、住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主が受給権者となり、1人につき10万円を給付する内容であります。特別定額給付金給付事務827万5,000円は、給付金交付事務に係る事務費として、主に会計年度任用職員2名分の給料やシステム整備委託料などの計上であります。

2項 児童福祉費、6目 諸費、1,125万円、新規計上。子育て世帯への臨時特別給付金給付990万円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、臨時の特別給付金を支給するものであります。支給対象者は、令和2年4月分の児童手当の受給者で、対象児童は、児童手当の令和2年4月分の対象となる児童となり、給付額は、児童1人につき1万円を給付する計上であります。子育て世帯への臨時特別給付金給付事務135万円は、次ページにわたり給付金交付事務に係る事務費として、主に職員の超過勤務手当やシステム整備委託料などの計上であります。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 健康推進費、154万円の増。新型コロナウ

イルス感染症対策として、主に、消耗品費124万6,000円の増は、町有施設や厚岸町商工会に配付して各飲食店などで活用するため、粉末状次亜塩素酸12個入り2ケースの購入と職員業務用のマスク1万枚の購入費の計上であります。施設用備品購入28万9,000円新規計上は、役場庁舎及び保健福祉総合センター窓口に設置する対面用のアクリル保護パネル15個の購入費の計上であります。

5款 農林水産業費、3項 水産業費、7目 諸費、緊急経済対策漁業者支援資金360万5,000円、新規計上。令和2年4月8日に厚岸漁業協同組合から新型コロナウイルス感染症の影響による消費低迷や魚価の下落により、漁業経営に支障をきたしている漁業者への対策として緊急融資を行うことから、厚岸町へその保証料と利子の助成への要請を受けての支援策の計上であります。

6款1項 商工費、6目 諸費、9,214万3,000円の増。緊急経済対策資金融資2,876万9,000円、新規計上は、次ページにわたり新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動に支障が生じている中小企業者に対して、金融機関からの資金の融資における信用保証料と利子に対して全額補助、補給する緊急支援策であります。この内容は、融資資金総額は4億円で、1件あたりの上限額は1,000万円以内の運転資金のみとし、融資期間は、10年以内、うち据置期間を2年以内とするもので、申請期限は令和3年3月31日までとするものであります。

緊急経済対策応援券発行6,337万4,000円、新規計上は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ町内商工業の事業継続と生活支援、また、外出自粛の影響により、特に大きな影響を受けている飲食店などに対しての経済対策として、商品券の発行を実施するものであります。この内容は、町民一人につき、6,000円分の商品券を発行するもので、そのうち飲食店専用分として3,000円とその他制限のない3,000円となっており、約9,200人に対して、5,520万円の商品券を発行するものであります。取扱期間は、令和2年6月10日から令和2年12月31日までとし、換金などの一部の事務を厚岸町商工会に委託して実施するものであります。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

次に、議案第37号であります。

議案書、1ページであります。

「令和2年度 厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1回目）」。令和2年度 厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13億7,177万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ、第1表 歳入歳出予算補正であります。歳入、歳出ともに1款1項にわたって、それぞれ、20万円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。歳入であります。

4款 道支出金、1項 道補助金、1目1節 保険給付費等交付金、20万円の増。交

付見込みによる増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。歳出であります。

2 款 保険給付費、1 項 療養諸費、6 目 傷病手当金、20 万円、新規計上。新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いのある被保険者に対し、傷病手当金を支給するとして、陽性患者 1 人分と PCR 検査受診 3 人分の計上であります。

以上を持ちまして、「議案第 36 号 令和 2 年度厚岸町一般会計補正予算」から「議案第 37 号 令和 2 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算」の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議長） お諮りいたします。

本臨時会に限り、各会計ともに歳入、歳出、総体での審議といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号ほか 1 件の審議方法につきましては、各会計ともに歳入、歳出、総体での審議とすることに決定しました。

●議長（堀議長） 本会議を休憩します。

午前 11 時 48 分休憩

午前 11 時 49 分再開

●議長（堀議長） 本会議を再開します。

●議長（堀議長） はじめに、議案第 36 号について質疑を行います。

歳入から進めてまいります。

5 番、南谷議員。

●南谷議員 7 ページでございます。22 款 6 項 3 目雑入 9,500 万、財源調整のためということで理解をさせていただきました。摘要に備荒資金支消金で超過納付分となっておりますが、このことについてお尋ねをさせていただきます。

財源補填、今回の色々な諸施策に使うための財源として備荒資金を取り崩すよと。通常ですね、私の考えでは財政調整基金とか、そういうものを先ず充当するべきではないかと、私は捉えたんです。備荒資金ということになると職員の皆さんの退職金の有利な部分もあって、若干でも有利なほうということで、利息が良いからということで、それ

でも退手組合の関係からいくと安易に私は取り崩すべきではないと考えました。この辺の考え方について、職員の皆さんの貴重な財源を、ここで先に町民のためとはいえ取り崩す考え方について、この辺の判断、お考えをお尋ねさせていただきます。

●議長（堀議長） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

先ず、備荒資金の取り崩しであります。議員おっしゃるとおり財政調整基金の取り崩しということもあります。令和2年度がスタートいたしまして、令和2年度の予算を執行するにも多額の財政調整基金を取り崩しております。そういった中では、5月31日で令和元年度の出納閉鎖を迎えますが、それらのお金がどの位、剰余金が出まして財政調整基金に積めるかというのは未だ不透明であります。

それと、やはり新型コロナウイルスの感染は本当に世界規模でありますので、経済がどのようになるかと危惧されるところであります。これから向かえる令和2年度、スタートしておりますが、未だ令和2年度の厚岸町の普通交付税の金額、また、色々と予算の歳入でも出してありますが地方消費税交付金とか、そういう財源がこのような経済の状況の中、どのようにして金額が交付されるのかというところが心配であります。

そういった中では、新型コロナウイルスは災害という部分では、今ある財源、確実に見込める財源といたしまして、北海道市町村備荒資金組合に積んでおります超過納付金を基といたしまして、経済対策を進めるということで今回の計上をさせていただいたところでもあります。

●議長（堀議長） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） 退職手当組合の件でございますが、備荒資金組合と退職手当組合は別でございます。退職手当組合に関しては、この件については全く関係ないということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長（堀議長） 他に、歳入についてございますか。

（な し）

●議長（堀議長） なければ次に、歳出に入ります。

2番、石澤議員。

●石澤議員 特別給付金の対象ですが、世帯主に対して給付されるとなっております。そのことで厚岸町の場合は不利益を受ける方はいないのでしょうか。他の所で言われているDV対象者とか、そういう問題があるんですが、厚岸町の場合はそれは大丈夫ということなんでしょうか、その辺はどうなっておりますか。

- 議長（堀議長） 町民課長。
- 町民課長（布施課長） 厚岸町におきましては、その申し出は今のところございません。
- 議長（堀議長） 2番、石澤議員。
- 石澤議員 もし、そのような申し入れがあった場合は、対処するという事で良いんですか。
- 議長（堀議長） 町長。

- 町長（若狭町長） 今、ご質問がありましたことについては、これは全国的な課題として、話題として話が出ているわけですが、当然厚岸町も同様であります。特にお話にありましたとおりDVの関係であります、なかなか難しい課題なんですね。それで、DV等においては、本人からの申し出が重要になってくるであろうと、そのように考えております。

この定額給付金につきましては、世帯主へお送りするという事になっているものから、その夫婦間におきましてもDVがどうなっているのかは、本人からの申し出ということになっておりますので。ただし、世帯主にはそのまま送ります、一人10万円を。ところが、後になってDVで私はここにおりますということになりますと、その人にもお支払いいたします。ですから、世帯主がダブルタ場合もありますが、この場合は返還するようになっています。

そういう中で対応して参りたいと考えておりますので、厚岸も、先程もお話いたしましたけれども、きめ細かく対応をして参りたいと思っておりますので、ご安心していただきたいと思います。

- 議長（堀議長） 他に、歳出ございますか。
5番、南谷議員。

- 南谷議員 何点かお尋ねをさせていただきます。先ず9ページです。9ページの10目諸費9億1,510万円ですか、今の質問にもありました。私が疑問に思ったのは、4月27日付けで厚岸町に住所を有する者、これが基本になるのだろうと理解をさせていただきました。手続きを完了後亡くなった場合、それらの扱いはどうなっているのか。4月27日以降手続きが終わって、それ以降でも町からの案内が来て、受け取りますといった以降に亡くなった場合の取り扱い、そういうケースもあるのではないかと思います。これらの関係はどうなるのかなと。

それから、13ページでございます。緊急経済対策応援券発行ですが、この関係をお尋ねをさせていただきます。先ず一点目ですけれども、飲食業者の皆さん、非常に困っておられると。これに手を差し伸べることは私も必要だと思います。ですけれども、町民の声の中には密集化を避けるべきではないかという疑念の声もあります。当然町としても

これを発行するときに色々と考えたと思うんですよ。でも、町民の皆さんはあまり分かりません。なぜ、この時期に飲食店に行けという、町が推進をするんだという疑念の声もあります。これらに対しての町のお考えをお尋ねさせていただきます。

それから、もう一点ですが、この緊急対策応援券5,520万円が計上になっております。6,000円ですから、9,200人を基礎としております。同じ議案で片や9,151人、同じ日に決裁するのに片や9,200人ですよ。国に提出する書類は9,151人で、こっちが9,200人、49人の齟齬があります。僕は非常に疑念に思うんですが、同じ臨時会ですけれども、基礎になる数字が違うんですよ。職員間で何の連絡も取ってないのではないかと。この辺については、かくかくしかじかで、こういう理由があるから、こうされるんだということなんでしょうか。この辺はいかがでしょうか。

●議長（堀議長） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 13ページの緊急経済対策応援券発行の関係での二点の質問にお答えします。

先ず一点目の飲食店の関係で、町民の皆さんが密集化に対して懸念されている状況もあるということで、夜のスナックやバー等の営業についても厳しい状況になっていますけれども、我々が考えましたのが、まず発行させていただきながら・・・

議案第36号説明資料「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業、中小企業緊急資金融資及び応援券発行に関する説明資料」を提出させていただいております。この中の6ページ、これが第3弾の「がんばろう厚岸応援券発行」で、目的につきましては記載のとおりですので省略させていただきますが、対象につきましては「5月25日現在において、厚岸町の住民基本台帳に記録されている方、現に住所を有している。ただし、基準日から交付開始の日までに死亡又は転出した者は、この限りでない。」ということで、取扱期間については6月10日から12月31日までの予定で、期間を長く取らせていただいて、適時、コロナウイルス等の影響、緩和に応じて町民の皆さまが、それぞれ飲食専用を含めまして使っていただくということで、期間を長く設けさせていただいております。

全国非常事態宣言の中で、発行してすぐ使っていただくという考えではなく、期間を長く取った中で、先ずは状況をみて使っていただきたいと、先ずは発行させていただきたいと考えております。

もう一つ、金額の算出根拠でございますけれども、同じ町での積算ということで、片方は国からの、4月27日を基準とするということですが、「がんばろう厚岸応援券発行」につきましては、先程申し上げましたが5月25日現在、これを基準にして、できるだけ早い段階で町民の皆さまにお届けする考えで、算出根拠については約9,200という掴み数字にはなっておりますけれども、25日現在に抽出した住民基本台帳の方々を対象になりますので、あくまでも予算措置の考え方ということで、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（堀議長） 町民課長。

- 町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

亡くなられた方の関係でございます。4月27日、その日に亡くなられた方は住民基本台帳には載っておりますので対象になります。その後ですね、亡くなられた方につきましては、「その世帯主が基準日以降に申請を行うことなく死亡した場合においては、その世帯の内から新たに世帯主となった者が申請し給付を受けることとなる。」という扱いになっています。

- 議長（堀議長） 5番、南谷議員。

- 南谷議員 長くやる気はないんですよ。後の答弁は理解できました。

でも、課長が答弁されているのはね、片や4月27日現在の数字が、厚岸町の数字が9,151人ですよ。それが5月20日基準は人口が増えているんですか。49人増えているんですよ。この辺についての考え方、どうなんだと尋ねているんですよ。予算だから良いんだと、それならそれで納得しますよ。

- 議長（堀議長） 観光商工課長。

- 観光商工課長（尾張課長） 現状で想定できる状況、増えるという捉え方もあろうかと思いますが、我々は予算を組む上で9,200人で予算措置させていただいた内容でございます。ただし、あくまでも5月25日現在での住民基本台帳に登録されております住民が対象になるということでございますので、ご理解願いたいと思います。

- 議長（堀議長） 他に歳出、ございますか。

（なし）

- 議長（堀議長） なければ次に、総体的でございますか。

（なし）

- 議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議長） 次に、議案第37号について質疑を行います。

歳入から進めてまいります。質疑ございますか。

(な し)

- 議長（堀議長） 次に、歳出に入ります。質疑ございますか。
2番、石澤議員。

- 石澤議員 傷病手当金の額ですが、これはこれから何かあった時に増やすことを前提にした予算なんですか。

- 議長（堀議長） 町民課長。

- 町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

今回の20万円は、人口規模で、公表されている地域ですけれども、それからいくと感染者が一人で疑われる人が3名程という私どもの計算の基、対象が4名ということで今回は20万円と。金額としましては、その人が貰っている日額の3分の2を支給するというものですが、日額を8,000円とみて計算しているところであります。

20万円の計上ではありますが、不足が生じた場合には補正で対応したいと思っております。

- 議長（堀議長） 他に歳出、ございますか。

(な し)

- 議長（堀議長） なければ、総体的にございますか。

(な し)

- 議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議長） 日程第11「議案第38号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました、議案第38号「厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と内容についてご説明いたします。

消費税率引き上げによる増収分を財源とした介護保険料の負担軽減につきまして、今年度は、消費税率引き上げが満年度化となることに伴い、介護保険料の負担軽減を完全実施するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、本年3月30日に公布され同年4月1日から施行されました。

このことにより、本町においてもさらに軽減強化を行うため、厚岸町介護保険条例の改正を行おうとするものであります。

条例の改正内容についてご説明いたします。

おそれ入りますが、別に配布してあります議案第38号説明資料の新旧対照表をご覧ください。

第2条の保険料率の改正であります。

第2項から第4項は、これまでも実施してきている所得段階第1段階から第3段階の介護保険料減額賦課について規定したものであります。本改正案ではそれぞれの期間を令和2年度としたうえで、保険料についてもさらに減額する内容となっております。

ここで別に配布しております議案第38号説明資料の所得段階別介護保険料比較表をご欄願います。

左の欄が平成30年度、中央の欄が令和元年度、右の欄が今回改正案の令和2年度の保険料となっております。

所得段階第1段階の介護保険料につきましては、令和元年度において年額「2万700円」でありましたが、これを「1万6,560円」とし、同じく第2段階の介護保険料については、「3万2,844円」を「2万7,600円」に、第3段階については、「4万20円」を「3万8,640円」に、それぞれ負担軽減を強化するものであります。

なお、改正に伴う影響額については、令和2年度当初予算における対象者数をベースに試算しますと、第1段階で799人、661万6,000円の軽減、第2段階で283人、296万8,000円の軽減、第3段階で218人、60万2,000円の軽減で、合計1,300人、1,018万6,000円の軽減と試算しております。

この経費に要する費用負担は、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1となるものであります。なお、予算措置につきましては、今後の補正予算の中で整理させていただくこととしております。

続いて、この条例の附則であります。

議案書の42ページをご覧ください。

附則第1項は、施行期日等で、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用するものであります。

第1項は、経過措置で、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜われますようお願いいたします。

- 議長（堀議長） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議長） 日程第12「議案第39号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第39号「厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書43ページをご覧ください。

令和元年5月31日に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正され、これまで個人番号を通知するために用いられてきた個人番号通知カードがこの5月中に廃止されることになり、今後、当該通知カードの再交付もされなくなることから、厚岸町手数料条例における当該通知カードの再交付に係る手数料に関する規定を削るため、本条例を制定するものであります。

なお、改正内容の説明は、議案第39号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

別表の7「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に関するもの」として規定していた「通知カードの再交付」に係る手数料を削るものであります。

また、通知カード廃止後において、新たに付される個人番号の通知については、新たに作成する「個人番号通知書」を送付する方法により行うこととされております。なお、この送付される「個人番号通知書」については、これまでの通知カードと違い、個人番号を証する書類として使用することができないこととなっております。

議案書43ページにお戻り下さい。

附則であります。

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行するとするもので、同法による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正」における通知カードに関する改正部分が、同法の公布日である令和元年5月31日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされているところ、現時点において、その施行期日を定める政令が制定されていないため、このような規定としておりますことをご理解願います

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

- 議長（堀議長） これより質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議長） 日程第13「議案第40号 厚岸町後期高齢者医療に関する条例及び厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第40号「厚岸町後期高齢者医療に関する条例及び厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書45ページをご覧ください。

この度、国は、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いによって、療養のために労務に服することができない使用人に雇用されている方、いわゆる「被用者」の収入減少に対する緊急経済対策の一環として、国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金の支給に対して、その全額を特別調整交付金により財政支援することとしました。

また、これを受けて北海道から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、国民健康保険及び後期高齢者医療に加入する「被用者」が休みやすい環境を整備することが重要であるとして、後期高齢者医療において、北海道後期高齢者医療広域連合が条例を改正し、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがある被用者を対象に傷病手当金の支給を行うこと、また、併せて各市町村に対し、後期高齢者医療の申請事務に係る条例改正と、国民健康保険においても、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがある被用者を対象に傷病手当金の支給を行うための条例改正について検討するよう要請がありました。

つきましては、厚岸町として、この要請に基づき、厚岸町後期高齢者医療に関する条例で定める厚岸町において行う事務に北海道後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するとともに、厚岸町国民健康保険条例に、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがある被用者への傷病手当金の支給に関する規定を追加するため、本条例を制定するものであります。

なお、本条例については、傷病手当金に係る改正を行うため、二つの条例を一つの条例で改正しようとするもので、第1条が「厚岸町後期高齢者医療に関する条例の一部改正」、第2条が「厚岸町国民健康保険条例の一部改正」となっております。

続いて、改正内容については、議案第40号説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。また、お手元に参考資料として「関係法令の抜粋」を配付しておりますので、併せてご参照願います。

それでは、新旧対照表1ページをご覧ください。

まずは、第1条「厚岸町後期高齢者医療に関する条例の一部改正」であります。

第2条の改正は、厚岸町において行う事務に、北海道後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を第8号として追加し、現行の第8号を第9号とするものであります。

なお、この後期高齢者医療における傷病手当金については、町は申請書の受付を行うだけで、当該申請書等の審査や傷病手当金の支給は、北海道後期高齢者医療広域連合が行うことになっております。

次に、第2条「国民健康保険条例の一部改正」であります。

主に、国民健康保険における傷病手当金の支給に関する改正であります。

はじめに、改正内容の説明の前に、この度の傷病手当金について説明いたします。

この度の傷病手当金については、国民健康保険の被保険者で給与等の支払を受けている方、いわゆる「被用者」が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われるときに療養のため労務に服することができなかった場合、いわゆる仕事に就くことができなかった場合で、その就くことができなかった期間の給与等が受けられなかった場合に支給されることとなります。また、傷病手当金の支給対象期間は、仕事に就くことができなくなった日から起算して3日目、いわゆる仕事に就くことができなくなった4日目から実際に仕事に就かなかつた日までの間のうち、仕事に就くことを予定していた日が対象となります。

支給額については、原則、直近の継続した3ヶ月間の給与の合計額を就労日数で除した金額、いわゆる平均の日額の3分の2に相当する金額に、前段の仕事に就くことを予

定していた日数を乗じて得た金額が支給されることとなります。

それでは、改正内容について説明いたします。

附則第2項及び第3項の改正は、他に影響のない附則第2項を削り、附則第3項を第2項に繰り上げるものであります。

以下、追加する六つの項は、この度新たに支給する傷病手当金に関する規定となります。

附則第3項は、前段で説明した傷病手当金の支給対象者及び支給対象期間に関する規定を追加するものであります。

附則第4項は、同じく前段で説明した1日当たりの傷病手当金の算定方法及びその金額に関する規定を追加するものであります。

附則第5項は、傷病手当金の支給期間に関する規定を追加するもので、支給開始日から起算して1年6月を超えないものとするものであります。

附則第6項は、傷病手当金と給与等との調整に関する規定を追加するもので、感染した場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対して、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しないこととする一方、その受けすることができる給与等の額が、附則第4項に基づいて算定した額よりも少ないときは、その差額を支給することを規定しております。

附則第7項は、第6項と同様、傷病手当金と給与等との調整に関する規定を追加するもので、給与等の全部又は一部を受けることができる者が、感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部について、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を支給し、その一部を受けることができなかつた場合において、その受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給することとする一方、第6項ただし書の規定に基づいて傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除することを規定しております。

附則第8項は、これも第6項、第7項と同様、傷病手当金と給与等との調整に関する規定を追加するもので、第7項の規定に基づいて厚岸町が傷病手当金として支給した金額を、本来給与等を支払うはずであった事業所の事業主から徴収することを規定しております。

議案書47ページにお戻り下さい。

附則であります。

第1項は、この条例の施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものとなります。

第2項は、第2条の規定による改正後の厚岸町国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合に適用するものとするもので、現在国が、この傷病手当金の適用期間を本年9月30日までとしているものの、今後における感染症の状況によって適用期間が延長されることを踏まえ、その適用期間を別に定める規則へ委任することとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議長） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議長） 以上で、本臨時会に付議された議案の審査は、全部終了しました。

よって、令和2年厚岸町議会第2回臨時会を閉会いたします。

午後00時29分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和2年5月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
